ふれあいもりやま

第88号



もっと知ろう！外国の人びとの困りごと！

お互いの文化や価値観への理解が悩みを少なくします





このマンションには
外国人は住めません

なぜ外国人というだけで
住むことができないの？



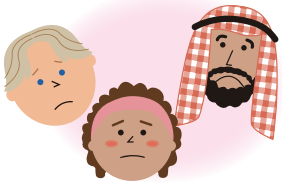


あの人たちは
外国人だからきっと
悪いことをする

ルールを守っているのに…
なぜ外国人というだけで…



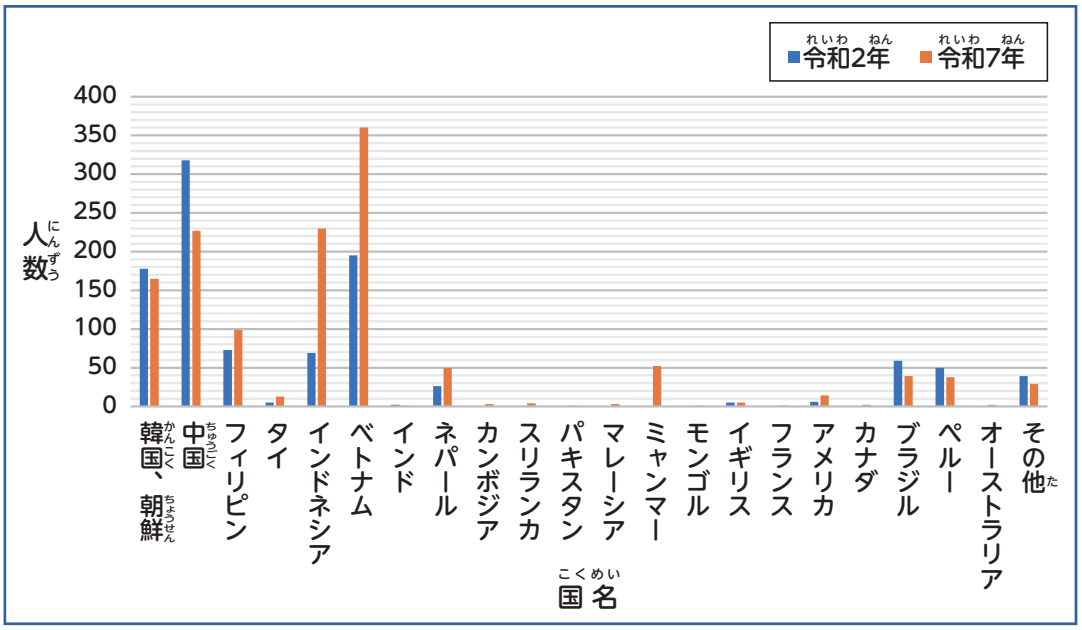
こんなことが困りごと！



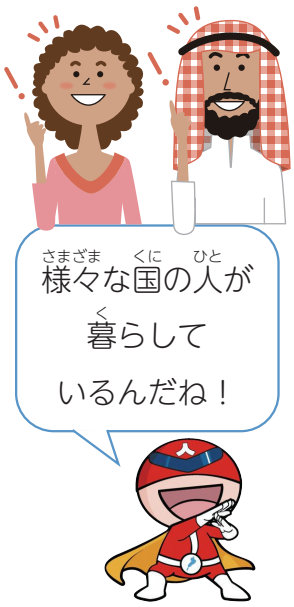
- 言葉の壁
- 病院の利用
- 住む場所
- 就職先
- 文化・習慣の違い
- 災害時・非常時 など

外国の人だからというだけで、決めつけてしまった経験はありませんか？言葉や文化の壁があり、ルールなどが分からないのかもしれません。見た目が外国人だから、特定の国の人だからといって偏見を持つことは、その人を傷つけることにつながります。

守山市に住む外国の人



出典：e-Stat　政府統計の総合窓口
令和2年国勢調査人口等基本集計（表番号44-1）・令和7年国勢調査人口等基本集計（表番号49-1）
男女、国籍別人口－全国、都道府県、市区町村



滋賀県人権啓発
キャラクター
ジンケンダー

一緒に助け合って暮らすために、私たちにできることはなんだろう？

～やさしい日本語とは～

外国の人や様々な人にわかりやすいように配慮した言葉のことを言います。

例：配偶者→夫・妻、危険→あぶない など

POINT　は・さ・み！

1. **は**っきり言い切る
 二重否定・遠回し・あいまいな表現をしない。
2. **さ**いごまで言い切る
 文末まで言う。言いよどみをしない。
3. 一文を**み**じかくする
 一文に入れる情報は1つか2つにしぼる。
 長い文は分ける。

「やさしい日本語」を使って伝えよう！

守山市ではこんな取組を行っています！

＼＼生活ガイドブックの発行／／

やさしい日本語、英語、ポルトガル語、中国語で書かれています！

生活ガイドブック



＼＼防災ガイドポケット版の発行／／

災害について様々な言葉で書かれた冊子を発行しています。

防災ガイドポケット版

＼＼日本語教室の開催／／

守山市国際交流協会では、月曜日から土曜日に日本語教室を開いています。

URL http://mkokusai.org/　など！

今年は、「障害者差別解消法」、「ヘイトスピーチ解消法」、「部落差別解消推進法」いわゆる人権三法の施行10年目の年です

これらの法律は、障害の有無や出身地・国籍の違いなどにおいて、今なお差別を受けている人がいるということを国が認め、その解消を進めていくことを定めています。

人権三法

障害者差別解消法（障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律）
平成28年（2016年）4月1日施行

障がいを理由とした不当な差別的取扱いを禁止する法律です。
障がいのある方でも生活や仕事などに困らないように、配慮するよう書かれています。

出典：e-GOV 法令検索　障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）閣法
URL https://laws.e-gov.go.jp/law/425AC0000000065

ヘイトスピーチ解消法（本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律）
平成28年（2016年）6月3日施行

外国人に対する不当な差別的言動の解消推進のためにできた法律です。
ヘイトスピーチ解消の理解を深め、なくすことを努めるよう書かれています。

出典：e-GOV 法令検索　本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律（平成28年法律第68号）議法
URL https://laws.e-gov.go.jp/law/428AC0100000068

部落差別解消推進法（部落差別の解消の推進に関する法律）
平成28年（2016年）12月16日施行

部落差別の解消を推進し、部落差別のない社会を実現するためにできた法律です。
部落差別は許されないものであると書かれています。

出典：e-GOV 法令検索　部落差別の解消の推進に関する法律（平成28年法律第109号）議法
URL https://laws.e-gov.go.jp/law/428AC1000000109



人権について**「知る！」**　人権について**「学ぶ！」**　自分で考えて**「行動する！」**

わたしたち一人ひとりが住む場所や国籍、性別などの違いや価値観を認め合い、尊重することでみんなが暮らしていくことができる社会を目指すことが大切です。

第36回 人権啓発作品展「ふれあいもりやま展」作品募集中！

人とのふれあいで感じたやさしさやあたたかさ、差別をなくすために育んでいきたいことをテーマとした作品を募集しています。

◆募集期間　令和8年(2026年)12月18日(金)まで
◆募集部門　ポスター、四コマ漫画、詩、作文、標語
◆応募規則　①各部門ひとり1点
②未発表・未投稿の自作の作品であること
◆審　　査　部門ごとに行い、入賞者には、記念品を贈ります。
◆展示期間など　令和9年(2027年)2月11日(木)から16日(火)まで、もりやまエコパーク交流拠点施設で入賞作品を展示します。
◆応 募 先　このページの下欄をご覧ください。

詳しくは、市ホームページをご覧ください。
ふれあいもりやま

～まちづくり人権教育推進協議会の活動紹介～

総会＆記念講演会

6月7日に開催した総会に121人がご参加され、議事はすべて原案どおり承認されました。一般社団法人山口県人権啓発センター事務局長 川口 泰司さんに「ネット人権侵害と部落差別の現実」についてご講演いただき、インターネット上での差別の恐ろしさと、誤った情報に出会う前に正しく学ぶことの大切さについて学びました。

現地研修

10月13日に開催した現地研修では、大阪市生野区でフィールドワークを行いました。コリアＮＧＯセンターより、在日コリアンの講師を招き、まちを巡りながら、日本と朝鮮の関わりの歴史や多文化共生について学ぶことができました。



もりやま人権(平和)クイズ

次の問題の【　】に入るのは、A・B・Cのどれでしょうか？

第1問　守山市吉身六丁目には、昭和20年(1945年)7月30日に起こった「守山空襲」のときの、機銃掃射による弾痕が残る【　】地蔵があり、戦争の悲惨さを伝えています。
〔A：五体　B：六体　C：七体〕



第1問【　】地蔵

第2問　守山市民運動公園内の平和の広場には、長崎に落とされた原爆により被爆した【　】の木の種から誕生した被爆2世の木が植えられ、平和の尊さを伝えています。
〔A：桃　B：栗　C：柿〕



第2問【　】の木

正解者の中から、抽選で5人に素敵なプレゼントが当たります。当選者の発表は、賞品の発送をもってかえさせていただきます。たくさんのご応募をお待ちしております。〔応募期限：12月14日(月)〕

「ふれあいもりやま展」の応募および「プレゼント企画」はコチラまで！

〒524-8585　守山市吉身二丁目5番22号
守山市まちづくり人権教育推進協議会事務局(守山市役所3階・人権政策課内)
TEL：077-582-1116
E-mail：jinkenseisaku@city.moriyama.lg.jp

名前・住所・電話番号をお忘れなく！
ふれあいもりやま展の詩、作文、標語はメールでの応募も大歓迎！

プレゼント企画応募

発行：守山市まちづくり人権教育推進協議会　発行責任者：今井 知春　事務局：守山市総合政策部人権政策課